

平成24年6月5日

NISグループ株式会社の民事再生手続開始申立を受けての緊急会長声明

東京司法書士会
会長 柏戸 茂

平成24年5月9日、東京証券取引所市場第二部上場の、愛媛県松山市に本店を置く、昭和35年1月に成立したノンバンク系消費者金融業者「NISグループ株式会社」（旧商号・株式会社ニッシン、平成18年10月に商号変更）が、東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立を行ない、同申立は受理され、直ちに弁済禁止等の保全命令、包括的禁止命令及び監督命令が発令された。

申立時の負債総額は約508億円とのことであり、これにはいわゆる一般消費者の過払債権額は含まれておらず、NISグループ株式会社の経営破綻は、平成22年9月28日の業界最大手株式会社武富士、平成23年8月26日の株式会社SFコーポレーションに続くものであり、一般消費者からの過払金返還請求並びに利息制限法引直計算による残債務額の確定を原則とする債務整理の現状を鑑みれば、今後、消費者金融業者が同様に経営破綻に陥る可能性が十二分に考えられる。

ところで、株式会社武富士は、会社更生法による更正計画認可決定がなされ、過払債権者の過払金返還債務の大幅な減額の基に、その豊富な経営資源は同業者に連綿と引き継がれている。このような株式会社武富士の会社再建スキームは、一般消費者の犠牲の基に、多重債務被害の元凶となる消費者金融業者の再建へとつながり甚だ疑問が残るものであり、社会通念上、許容できない不当なスキームであると言わざるを得ない。

多重債務者の生活再建に長く取り組んできた東京司法書士会としては、今般の株式会社武富士の会社再建スキームを重く捉え、悪しき前例とならないようNISグループ株式会社が同様な会社再建スキームを選択したことに注視すると共に、現在NISグループ株式会社と取引を継続している一般消費者が更なる多重債務被害に陥ることがないように、東京司法書士会を挙げて取り組むこと、更には今後も起こり得る消費者金融業者の破綻に対しても迅速かつ適切な対応をとることを宣言すると共に、次のとおりNISグループ株式会社の民事再生手続並びに情報開示が適切に行われることを強く求めるものである。

－ 記 －

1. 再生債務者 N I Sグループ株式会社は、金銭消費貸借取引を現に行なっている顧客に対し自発的に利息制限法に引き直して債権額を告知し、その結果、過払いとなっている顧客に対しては、民事再生手続に参加する機会を確保すること。
2. 再生債務者 N I Sグループ株式会社は、債務者若しくは代理人からの取引履歴開示の請求に対して速やかに開示すること。
3. 再生債務者 N I Sグループ株式会社は、民事再生手続開始の申立前10年以内取引を終了した金銭消費貸借取引の顧客に対しても過払金額を告知し、民事再生手続に参加する機会を確保すること。
4. 再生債務者 N I Sグループ株式会社は、少額の再生債権につき弁済許可の申立をする等、消費者の過払債権が早期に支払われるよう適切な措置を講ずること。
5. 再生債務者 N I Sグループ株式会社は、取引当初から民事再生手続開始の申立日にわたって利息制限法に引き直しても債務が現存している債務者に対しては、支払い方法等を適切に通知すること。民事再生手続開始に伴う混乱に乗じて、いたずらに遅延損害金を課すようなことはしないこと。